

### 3 変更届の提出

※P62~64をあわせてご覧ください

早見表(変更の届出に必要な書類)

○提出部数 1部

長崎県

届出時期		2週間以内													30日以内							4ヶ月以内		
		※規則第7条第1号イの場合	※規則第7条第1号イの場合	※規則第7条第1号イの場合	※規則第7条第1号イの場合	※規則第7条第1号イの場合	※規則第7条第1号イの場合	※規則第7条第1号イの場合	※規則第7条第1号イの場合	※規則第7条第1号イの場合	※規則第7条第1号イの場合	※規則第7条第1号イの場合	※規則第7条第1号イの場合	※規則第7条第1号イの場合	※規則第7条第1号イの場合	※規則第7条第1号イの場合	※規則第7条第1号イの場合	※規則第7条第1号イの場合	※規則第7条第1号イの場合					
届出事項	常勤役員等(経管者)証明	○	○																					
	常勤役員等の略歴書	○	○																					
常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明			○	○																				
常勤役員等の略歴書			◎	◎																				
常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書			◎	◎																				
専技証明						○	○																	
資格証明									○	○														
監理技術者資格者証																								
卒業証明																								
実務経験証明																								
指導監督の実務経験証明																								
届出書																	○(注4)	○					○(注4)	
変更届出書(第1面)(注5)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
変更届出書(第2面)																								
誓約書										○	○											○		
登記されていないことの証明										○	○											○		
身分証明										○	○											○		
令3条使用人の調査(注6)										○	○											○		
役員等の調査										○	○											○		
役員等一覧表										○	○											○		
登記事項証明										○	○		■	■	■				○	■	■	★		
株主(出資者)調査										○	○							○	★	★				
廃業届																						○	○	
変更届出書[表紙]																								○
工事経歴書																								○
直前3年工事施工金額																								○
貸借対照表(法人)																								○
損益計算書・完成工事原価報告書(法人)																								○
株主資本変動計算書(法人)																								○
注記表(法人)																								○
附属明細書(法人)(注7)																								○
事業報告書(株式会社のみ)																								○
貸借対照表(個人)																								○
損益計算書(個人)																								○
納税証明書(事業税)																								○
令3条使用人一覧表																								※
使用人数																								※
健康保険等の加入状況										○			○		○		○							※
定款																								※
委任状(行政書士代理申請)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△

- …提出必要     ◎…該当する場合提出必要     ▲…既に提出している場合には省略可     ★…記載事項に変更がなければ省略可
  - ※…変更がない場合には省略可     ◆…営業所の移転に伴って専技、令3に変更があった場合に必要     ■…登記がある場合のみ、提出必要
  - ▲…該当する場合に提出     ★…総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等に変更がある場合に必要
- (注1) 同時に専任技術者及び令3条使用人の追加についての届出も必要 (注2) 主たる営業所の所在地変更の場合は、変更届出書(第二面)は不要
- (注3) 様式第8号に記載した技術者の該当資格の書類を添付 ※資格証明書等については原本提示及び写しの添付が必要
- (注4) 複数業種を担当していた専任技術者が一部の業種のみ担当しなくなる場合や交代する専任技術者がいる場合は、様式第8号・専任技術者証明書が必要。交代する者がいない場合は様式22号の3の届出書が必要
- (注5) 変更事項が複数の場合には、変更届出書(第一面)については1枚にまとめた記載可
- (注6) 役員が令3使用人を兼ねている場合は省略可(追加の場合のみ)
- (注7) 附属明細表については、特例有限会社を除く株式会社のうち、資本金の額が1億円超又は最終事業年度の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計が200億円以上の者のみ添付
- (注8) 人数のみの変更は除く(人数のみの変更は決算報告時に併せて提出)